

平成24年3月時点				担当課	回答欄		数値指標							
基本施策	施策名	施策内容	現状と課題		今後の方向性	指標	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度			
1	地域福祉の担い手の育成	1	保健福祉教育の推進	学校教育の「総合的な学習の時間」等において、保健福祉に関する体験学習等を通じて、高齢者や障がいのある人、子育てに対する理解を深めます。	指導室	各学校が、「総合的な学習の時間」等において、福祉体験学習等を実施し、高齢者や障がいのある人との交流を深めた。また、子育てに対する理解も同様に深めた。各学校において今後も、年間指導計画に位置づけ、継続的に実施していくことが課題である。	今後も継続的に実施していくために、各学校が体験学習の取組における成果と課題を整理・分析し、教務主任を中心に次年度の教育課程を編成する際の参考としていく。	—	—	—	—	—	—	
		2	市民に対する啓発活動の推進	保健福祉に関する講座・講演等を開催するとともに、市報等を通じて地域福祉の考え方やノーマライゼーション理念の普及に努めます。	福祉保健部各課 生涯学習課	市民団体などを対象に、保健・福祉に関する講座を含め、行政制度等を説明するまなびあい出前講座を開催している。少しずつ開催回数が減っていることが課題である。	今まで利用していなかった市民の団体・グループにも利用してもらえるように、周知方法の検討を行う。	まなびあい出前講座開催回数	46	34	35	39	20	
		3	地域福祉ファシリテーター養成講座の開催	小金井市、三鷹市、武蔵野市、当該3市社協及びルーテル学院大学と協働し、地域の新たな担い手として地域福祉ファシリテーターの養成に努めます。	地域福祉課 社会福祉協議会	平成21年度より実施。毎年10人前後(各市15名定員)の市民が参加し、受講後もグループ活動に取り組みよう支援するとともに、連絡会を開催するなどして、実践活動につながっている。		受講者数	10名	10名	9名	8名	10名	
	2	多様な交流の推進	1	世代間交流の促進	地域のあらゆる人々の交流は、高齢者や障がいのある人にとっては生きがいづくりに、子どもにとっては社会性や協調性を養うことにつながるため、世代間交流を促進します。	介護福祉課	年7回の公衆浴場での無料入浴事業、悠友クラブによる社会貢献活動、シルバー人材センターによる教室活動等により、高齢者と子ども達のふれあいの場を設けることができた。これらの活動に関する周知方法を検討する。	今後も、公衆浴場での無料入浴事業、悠友クラブによる社会貢献活動、シルバー人材センターによる教室活動等により、高齢者と子ども達のふれあいの場を提供できるよう努める。	—	—	—	—	—	—
			2	多様な交流の場づくり	世代や障がいの有無に関わらず行う交流活動をさらに推進し、さまざまな形態の交流の場の確保に努めます。また、地域における自主的な健康づくりの場を通じて、地域交流の促進を図ります。	福祉保健部各課 自立生活支援課	障がい者福祉についての関心・理解を深めていただくとともに、社会参加の促進のために、12月初旬に障害者週間において、イベントなどを行っている。	これからも障害者週間のイベントの開催などをはじめとし、交流の場の確保に努めていきたい。	—	—	—	—	—	—
			3	福祉サービス事業所の地域に開かれた取組の推進	福祉サービス事業所に対して、事業所の会議室や敷地などの「場」を地域住民の交流の場として開放するなど、地域にとって有効な活用について啓発を行います。	福祉保健部各課 自立生活支援課	これからも安全面に配慮しつつ、市民の方が集える場として開放していく。		—	—	—	—	—	—
			4	都市公園、児童遊園等遊び場の確保・充実	地域の人々の憩いの場、交流の場として、また、子どもたちが元気で安全・安心に遊べる公園・児童遊園の整備に努めます。	環境政策課	都市公園の用地取得及び整備が遅れている。	引き続き市民の方に親しまれる緑豊かな公園の整備に取り組む。	公園・児童遊園の増加数	3	0	0	0	1
	3	各種地域福祉活動の推進	1	ボランティア活動の普及や参加のきっかけづくり	市民に対するボランティア活動の普及や、ボランティア活動参加のきっかけづくりとなる体験事業をより一層推進し、幅広い市民が自分に合った活動を選択して参加することができる機会を充実します。	地域福祉課 社会福祉協議会	広報紙「ぼらんていあこがねい」を毎月発行し、ボランティアに関する情報を提供している。また、市内の福祉施設の協力のもと、夏の期間に体験学習を行っており100名前後の参加を得ている。		広報紙12回発行 体験学習参加者 105名	広報紙12回発行 体験学習参加者 86名	広報紙12回発行 体験学習参加者 118名	広報紙12回発行 体験学習参加者 110名	広報紙12回発行 体験学習参加者 123名	
			2	企業のボランティア活動の促進	企業や事業主などが社会貢献への理解を深めるよう働きかけを行います。	経済課	商店会等が主体となっておこなう、地域課題の解決を目的としたイベントや施設整備事業に対する都及び市の補助制度について、説明会を年1回開催し、周知を図っている。	補助制度に関する説明会の開催を通じ、周知を継続する。	—	—	—	—	—	
			3	学生ボランティア活動の促進	学校や福祉施設等において学生のボランティア活動を受け入れ、地域の福祉活動に積極的に参加できる機会づくりに取り組みます。	健康課	東京都薬物乱用防止小金井地区推進協議会は、子ども達を薬害から守る実行委員会と共催し、小金井なかよし市民まつりにおいて、中学生ボランティアによる薬物乱用防止啓発活動を実施。校長会や実行委員による学校周りにて周知し、例年30名前後の生徒が参加するが、部活動や啓発活動に対する意識等により参加者集めに苦慮している。	これまでの周知活動は継続し、今後は他団体や学校へのアプローチ、申込書の変更等、子ども達を薬害から守る会実行委員会を中心に参加者増に向け検討中。	—	—	—	—	—	
			4	ボランティアの資質向上	ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り資質の向上に努めます。また、活動の核となるリーダーの育成を図るとともに、専門的な技能が必要な手話・ガイドヘルパー・要約筆記等のボランティアの育成に努めます。	地域福祉課 社会福祉協議会	地域福祉ファシリテーター養成講座により地域の活動の核となるリーダーを養成している。障害者福祉センターにおいては手話の講座を実施している。ガイドヘルパーについては移動支援から同行支援へと変わって仕事として確立している。		講座の参加者数	10名	10名	9名	8名	10名

平成24年3月時点				担当課	回答欄		数値指標									
基本施策	施策名	施策内容	現状と課題		今後の方向性	指標	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度					
1	地域における多様な交流や活動の推進	3	各種地域福祉活動の推進	5	民生委員・児童委員活動の支援	地域住民の身近にいる民生委員・児童委員が行っているニーズ発見と相談活動・情報提供等の活動を支援します。	地域福祉課	平成28年11月期の一斉改選でベテラン民生委員が多数退任したことにより、改選後、過去10年で最も現任数が少ない状況となった。欠員地区が多い状態は、現任民生委員に負担が多くなるため、欠員地区の補充が急務である。	欠員地区の補充に向け、民生委員適任者の確保に努める。また、ベテラン委員の退任に伴い、経年数の浅い委員が民生委員の大部分を占めている状況となっているため、行政による活動支援を強化する。	各年4月1日現在の現任数	71	67	65	65	72	
				6	友愛活動員の派遣	ボランティアの友愛活動員が、訪問または電話にて一人暮らし高齢者等の話し相手となり、孤独感の解消を図ります。ボランティア活動とも連携し、見守り活動のステップアップを図ります。	介護福祉課	現在市が委嘱する友愛活動員は4人の登録があり、6人の利用者に対応している。昨今は他市からの転入者による利用希望が増加しているため、そのような方々への対応についての配慮が必要である。	利用者の増加に伴い、友愛活動員についてできる限りの増員を行い、一人でも多くの方が利用できるように今後も啓発に努める。							
				7	地域福祉推進事業の充実	市と協働して、高齢者や障がいのある人などに対して家事援助サービス、介護サービス、食事サービス等の福祉サービス事業を行っている法人に対し、市がその事業費の一部を補助します。	地域福祉課	市内の非営利団体が行う福祉サービス事業について、安定した運営を確保された。財源の半分は都の補助金である。	今後、事業の継続について検討を行う。	団体数(年2団体まで)	2団体	1団体	1団体	1団体	なし	
				8	町会・自治会活動への支援	地域活動の基盤となる町会・自治会に対して側面から支援し、さらなる活発化を図ります。	広報秘書課	小金井市では、現在、町会・自治会は73そして、連合会は4ある。そして、町会・自治会の加入率は40.50%(平成28年度)である。	町会・自治会の加入促進を窓口で案内するとともに、町会・自治会の活動のため、東京都の底力発展事業等を積極的にPRしていく。	町会自治会の個数	77	77	75	74	73	
				9	サークル活動への支援	地域で活動する各種のサークルなどが、新たな見守り、支え合い活動の主体となるよう、情報の提供や活動支援を積極的に展開します。	生涯学習課	小金井市における社会教育の振興を図ることを目的とし、社会教育関係団体の登録制度を実施している。また、登録団体が社会教育を主たる目的とし、かつ一般市民を対象とした事業を行う場合の補助もを行っている。	社会教育関係団体の活動について、市民に向け、よりわかりやすく情報提供するための方法を検討している。	社会教育関係団体登録数	106	106	111	108	111	
	4	地域福祉活動を推進する体制づくり	1	ボランティア・市民活動センターの機能強化	より多くの市民が、ボランティア活動や市民活動に参加でき、団体が充実した活動ができるよう、ボランティア・市民活動センターの機能強化を図ります。	社会福祉協議会	平成19年度より実施しているさくらファンドにより多くの市民活動の活動を継続して支援してきている。平成25年度からはふれあいいきいきサロン助成を開始、子どもから高齢者まで幅広いサロン活動を展開してきている。		ボランティア相談件数	234件	239件	717件	1428件	602件		
			2	社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会は地域福祉を推進する上で中核となる組織であり、今後も社会福祉協議会との連携を強化するとともに、活動の内容の周知を図ります。社会福祉協議会策定する「地域福祉活動計画」を推進するために必要な支援を行い、社会福祉協議会の基盤強化を図ります。	地域福祉課	権利擁護センターとともに、平成27年からは自立相談サポートセンターの運営を委託し、地域福祉を推進する基盤として、連携を図っています。	今後は、市民主体の活動の支援や、地域に密着した活動をより一層進めることで、地域ニーズや課題を把握し、必要な支援につなげていく役割を担うことが求められます。	—	—	—	—	—			
	2	総合的な地域福祉の推進	1	地域生活を支援する福祉サービスの展開	1	市民一人ひとりに対応したケアマネジメント体制の充実	支援を必要とする市民一人ひとりが、個々の状態に最も適した保健・医療・福祉のサービスを組み合わせ、サービス量などを総合的に調整するとともに、必要に応じてボランティア活動や支え合い活動などを組み込む、ケアマネジメント体制の充実を図ります。	自立生活支援課	障がいのある方が利用可能なサービスをまとめた「障がい者福祉のてびき」を作成し、窓口にて配布及び本人に内容説明を行い、庁内外の各種制度を把握していただくよう努めている。	制度改正等に対応するため、年2回「障がい者福祉のてびき」の改訂を行っており、今後も最新の情報を反映していく。	—	—	—	—	—	—
					2	福祉専門職の確保・資質の向上	福祉専門職の確保を図るため、既存人材の専門性の向上に向けた新たな資格取得を促進します。また、適切なサービスの提供や相談が行えるように、研修や講習会の開催や情報提供を行い、福祉専門職の資質の向上を促進します。	介護福祉課	精神障害者ホームヘルパーフォローアップ研修を年1回開催し、ホームヘルパーとして従事している方の資質向上を推進している。また、国や東京都から研修や講習会の開催情報があれば、適宜関係機関に情報提供を行っている。	今後も引き続き、研修の開催や周知を図っていききたい。	ケアプラン指導事業ケアマネジャー向け研修回数	3	4	2	2	2
3					民間事業者等の参入促進	行政が直接実施している福祉分野の事業に関し、民間事業者やNPO法人等が担うことが可能かどうかという視点から事業領域の見直しに取り組み、優れた人材と技術を有する民間事業者やNPO法人等の事業参入促進を図ります。	自立生活支援課	現在、様々な事業について委託をしながら進めているところであるが、事業を行う各施設については、民間における優れた人材や技術を活用し、更なる福祉の充実に努めるべく、民間移譲も含めて検討して行く必要がある。	施設が民間移譲となる際には利用者の方はもちろん、関係者にご理解をいただけるよう進めて行く必要がある。	—	—	—	—	—	—	
3					民間事業者等の参入促進	行政が直接実施している福祉分野の事業に関し、民間事業者やNPO法人等が担うことが可能かどうかという視点から事業領域の見直しに取り組み、優れた人材と技術を有する民間事業者やNPO法人等の事業参入促進を図ります。	介護福祉課	高齢化に対処するため、民間事業者との協定締結に取り組み、民間事業者の協力による緩やかな見守り体制の構築を図っている。	今後も、民間事業者との協定締結を目指し、民間事業者の協力による緩やかな見守り体制の充実に努める。	—	—	—	—	—	—	
2					福祉専門職の確保・資質の向上	福祉専門職の確保を図るため、既存人材の専門性の向上に向けた新たな資格取得を促進します。また、適切なサービスの提供や相談が行えるように、研修や講習会の開催や情報提供を行い、福祉専門職の資質の向上を促進します。	介護福祉課	市や地域包括支援センター主催の研修や講習会を開催して情報提供を行っており、専門職の資質の向上を促進している。また、介護職員初任者研修を修了し、一定要件を満たす方に受講料等の一部を助成しているが、利用人数を増やすための周知方法の検討が必要である。	専門職の資質の向上を促進するために、今後も研修、講習会の開催及び一部受講料の助成を継続し、介護サービスの向上を図る。	介護職員現任研修の回数	—	—	6	4	3	
3					民間事業者等の参入促進	行政が直接実施している福祉分野の事業に関し、民間事業者やNPO法人等が担うことが可能かどうかという視点から事業領域の見直しに取り組み、優れた人材と技術を有する民間事業者やNPO法人等の事業参入促進を図ります。	自立生活支援課	現在、様々な事業について委託をしながら進めているところであるが、事業を行う各施設については、民間における優れた人材や技術を活用し、更なる福祉の充実に努めるべく、民間移譲も含めて検討して行く必要がある。	施設が民間移譲となる際には利用者の方はもちろん、関係者にご理解をいただけるよう進めて行く必要がある。	—	—	—	—	—	—	

平成24年3月時点			担当課	回答欄		数値指標								
基本施策	施策名	施策内容		現状と課題	今後の方向性	指標	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度			
2	総合的な地域福祉の推進	権利擁護の推進	1	成年後見制度の周知	認知症の高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の権利を守ることができるよう、市民啓発講座等を通じた周知に努めます。さらに、専門家による定期相談の機会の充実を図ります。	自立生活支援課 介護福祉課	認知症の高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の権利を守ることができるよう、窓口にパンフレットを設置する等、成年後見制度についての周知を図っている。また、市長申し立てを行った者の中で後見人・保佐人へ報酬支払いが困難な者に対しては助成を行っている。	今後も継続して周知を行い、より多くの人が成年後見制度を利用できるように努めるとともに、必要に応じて、市長申し立ての実施及び報酬の助成を継続していく。	市長申立件数	8	6	3	6	5
			2	福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)の利用支援	小金井市社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)については、積極的な情報提供による周知、活用の促進、関係機関との連携によるニーズ把握に努め、きめ細やかな支援の展開を図るなど、さらなる制度の充実を図ります。	地域福祉課 社会福祉協議会	福祉サービス利用援助事業は、現在、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)という名称で、権利擁護センターにて実施している。判断能力が十分でなく、生活に不安のある方を対象に、福祉サービス利用援助サービスや、日常的な金銭管理サービス等を有料で提供する。相談、契約までの支援は無料で実施しており、利用数が多い。		相談援助件数 5,355件 契約件数 72件	相談援助件数 6,987件 契約件数 81件	相談援助件数 7,285件 契約件数 90件	相談援助件数 6,246件 契約件数 93件	相談援助件数 8,618件 契約件数 100件	
		3	虐待防止・対応ネットワークづくりの推進	3	高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待を未然に防止するとともに、虐待の早期発見・早期対応を図るため、関係機関や団体等が緊密に連携したネットワークづくりを推進します。	自立生活支援課	相談・通報の連絡先として小金井市障害者虐待防止センターを設置しており、24時間体制で相談・通報の連絡を受けることによって、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することに努めている。	今後も、虐待防止対策の推進を図っていききたい。	—	—	—	—	—	—
				4	福祉サービス(介護保険サービスを含む。)に対する市民の苦情に公平かつ適正に対応し、信頼性と福祉の向上を目指すことを目的として設置された福祉オンブズマン制度の周知と利用促進を図ります。	地域福祉課	福祉サービス(介護保険サービスを含む。)に対する市民の苦情に公平かつ適正に対応し、信頼性と福祉の向上を目指すことを目的として設置された福祉オンブズマン制度の周知と利用促進を図ります。	福祉オンブズマン2名が交代で、週1回勤務している。制度の内容や運営状況について、市報、市のホームページで定期的に案内を掲載し、周知に努めた。また、福祉サービスの担当課で利用者に配布する手引き、お知らせ等にも制度について掲載し、窓口にはリーフレットを置いている。	市では「苦情ゼロ」を目指しており、オンブズマンの苦情対応が必要になる件数は経年減少してきている。オンブズマンによる職員を対象とした研修も実施し、接遇向上に役立っていると考えられるため、今後も研修を継続したい。	苦情対応件数	27	17	12	12
		5	福祉サービス第三者評価システムの普及	サービス提供事業者が、サービスの質を高め、市民に良質かつ適正なサービスを提供する一方で、利用者が適切にサービスを選択できるよう、第三者評価の実施を働きかけます。	地域福祉課	市報やHPに掲載し、チラシ等で周知を図っている。例年、一定数の補助実績を保っているが、市からの補助率が低いサービスの受審は少ない。	今後も、事業所に対し第三者評価について周知し、補助を行っていく。	対象サービスへの補助件数	5	8	8	9	7	
	3	相談・情報提供体制の充実	1	情報提供の充実	1	各種ガイドブック、市報こがねい、市ホームページ等を活用し、保健・医療・福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。各種ガイドブック等は市民の身近なところに設け、わかりやすい紙面づくりを心がけるなど、市民が情報を入手しやすいように配慮します。	自立生活支援課 介護福祉課	「こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ」をはじめ、「障がい者福祉のてびき」や各種情報をホームページに掲載する一方で、窓口にも設置して情報提供をしている。	今後も、さらに市民にとって情報を入手しやすいように配慮していききたい。	—	—	—	—	—
					2	情報の共有化と個人情報の保護	地域課題に対して協働して取り組んでいくため、地域住民等のプライバシーに配慮しながら、関係機関・団体間で情報の共有化を図ります。	介護福祉課	一人暮らしの高齢者を対象として、話し相手となる友愛活動員のボランティアを委嘱しており、情報共有について地域包括支援センターと連携することとしている。	必要に応じて、友愛活動員と地域包括支援センターの連携を継続していく。	—	—	—	—
			3	福祉マップの見直し	公共施設を中心としたバリアフリー情報や交通情報等の周知を図るため、福祉マップの定期的な見直しを図ります。	自立生活支援課	駅前周辺等の整備がされており、街並みが刻一刻と変化しているため、福祉マップの作成はできなかったが、平成28年度2月に福祉施設のマップとして「こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ」の作成を行っている。	現在、駅前の周辺整備等を行っているため、一定の整備が終わった段階で街並みに対応したマップを作成できるように検討し、定期的に改訂を行っていく予定である。	—	—	—	—	—	

平成24年3月時点			担当課	回答欄		数値指標							
基本施策	施策名	施策内容		現状と課題	今後の方向性	指標	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度		
2 総合的な地域福祉の推進	3 相談・情報提供体制の充実	4 情報提供の充実ユニバーサルデザインの推進	市報こがねいや市ホームページ等で情報を提供する際には、音声による情報提供や文字の大きさに配慮するなど、誰もが適切に情報を得られるよう情報のバリアフリー化を推進します。	広報秘書課	市報こがねいについては、平成28年度中に紙面の整理を行い、文字を大きくした。また、音訳版は、平成26年度中に一部デジタル(DAISY)化、平成27年度中に一部収録から全面収録に変更及び市HPへの掲載を開始しサービスの拡充を図った。ただし、利用者数に、高齢化に伴う減少傾向が見られる。	市報こがねいについては、レイアウトを工夫するなど、引き続き見やすい紙面となるよう留意し編集・作成していく。また、音訳版は、対象者へサービスの再周知を図るなどして、利用者の増加に努めたい。	—	—	—	—	—	—	
			平成27年度に実施した市ホームページのリニューアルにて、誰もが適切に情報を得られるようアクセシビリティの向上に努めた。	コンテンツ作成ルールに基づいたホームページ掲載について引き続き庁内への周知を行うなど、情報のバリアフリー化を継続する。	—	—	—	—	—	—			
		5 身近な相談体制の充実	地域における身近な相談窓口として、民生委員・児童委員*をはじめとする各種相談員との連携を強化し、個人情報の保護に配慮しながら情報提供や活動支援を推進します。	介護福祉課 地域福祉課	毎年75歳・80歳の方を訪問して一人暮らし・高齢者のみ世帯など見守りが必要とする対象者を把握し、関係者とともに見守り支援のネットワークを構築しているが、民生委員のみによる見守り体制となっている方が多くなり、近隣住民との関係性が希薄となってしまう。	近隣住民、商店や医療機関などと連携して見守り支援のネットワーク体制を充実させていく。	—	—	—	—	—	—	—
		6 総合的な相談支援体制の充実	地域包括支援センターや子ども家庭支援センター等による総合的な相談窓口の充実を図り、必要に応じてより専門的な機関への結び付けを行います。各種相談機関等が連携し、総合的に支援する体制づくりを推進します。	自立生活支援課	障がいのある方の相談窓口である障害者地域自立生活支援センター、精神障害者地域生活支援センター、児童発達支援センター、障害者就労支援センターと連携し、障がいの状態や本人の希望に合った相談体制を構築している。	各相談窓口との連携を一層密にし、ノウハウを蓄えてより良い対応につながるよう改善していく。	—	—	—	—	—	—	—
				介護福祉課	地域包括支援センターは、高齢者相談窓口として委託により運営している。相談内容は多様化し、相談件数が年々増加しており、地域包括支援センターに求められる役割も増えているため、適切な人員配置が求められている。	地域包括ケアシステムの構築を見据え、地域包括支援センターの機能の充実を図る。	—	—	—	—	—	—	—
				経済課	消費生活相談室では、関係各所と連携して悪質商法や各種契約トラブル、多重債務問題等に対応している。早期発見、早期対応することが必要のため、消費生活相談室の案内の強化と一層のPRが必要と考えている。	これまで以上に関係各所との連携を強化して悪質商法や各種契約トラブル、多重債務問題等を早期に解決し、安心して生活できる消費生活相談体制を維持強化していく。	—	—	—	—	—	—	—
	4 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	1 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	誰もが使う施設や道路等において、高齢者や障がいのある人等に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。	自立生活支援課	現状でもバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを進めているところであるが、様々な事情により進められないこともある。	これからもバリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指して、働きかけを行っていく必要がある。	—	—	—	—	—	—	—
		2 施設のバリアフリー化の推進	関係機関や民間施設等に対し、エスカレーターやエレベーター、スロープ、多目的トイレの設置など、当事者の意見をききながらバリアフリー化を働きかけます。また、老朽化している公共施設については、改修等によりバリアフリー化を進めます。	自立生活支援課	現状でも随時、バリアフリー化を進めており、公共施設の改修時には、当然に働きかけていくところであるが、民間施設や関係機関においては様々な事情により進められないこともあるため、できる限りで協力をお願いしている。	これからも施設のバリアフリー化に向けて、公共施設だけではなく、関係機関や民間施設にも働きかけを行っていく必要がある。	—	—	—	—	—	—	—
		3 CoCoバスの利便性向上	公共交通機関の利用が困難な地域や移動が困難な人の移動手段の確保の観点から、CoCoバス路線の維持・存続と利便性向上に努めます。	交通対策課	コミュニティバスとして、交通不便地域において民間路線バス等を補完する役割を担っており、高齢者を含む交通弱者の移動手段の確保に努め、利便性向上に寄与した。しかし、運行開始から10年以上が経過しており、その間の交通状況等の変化により様々な要望が寄せられている。	今後の新庁舎等の建設により、交通状況のさらなる変化が予想されることから、建設スケジュールに合わせる形で市内の全ルート及び運賃改定等、CoCoバス事業の総合的な見直しを行う必要がある。	CoCoバス5路線合計利用者数	1,102,127	1,112,831	1,083,278	1,052,648	1,036,315	
		4 移送サービスへの支援	通院や買物など、日常生活の移動の助けとなるハンディキャブ運行を行う民間団体を支援します。	自立生活支援課	福祉有償運送などの移送支援サービスを実施しているNPO等へ経費の一部を補助することで、安定的な運営を確保するとともに福祉の増進を図っている。	今後も引き続きNPO等へ経費の一部を補助することで、安定的な運営を確保するとともに福祉の増進を図る。	—	—	—	—	—	—	—

平成24年3月時点			担当課	回答欄		数値指標						
基本施策	施策名	施策内容		現状と課題	今後の方向性	指標	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
2 総合的な地域福祉の推進	5 安全・安心なまちづくりの推進	1 防災意識の向上	市民が参加しやすい防災訓練を実施するとともに、防災に関する情報提供や学習機会の充実により、市民への防災知識の浸透と防災意識の向上を図ります。	地域安全課	毎年度市の総合防災訓練を行っているが、例年同じような顔ぶれとなっている傾向があるので、新規参加者を呼び込むことができるように検討していきたい。	スタンプラリーや新しい訓練を取り入れながら、子育て世代や子供達の参加を促進していく。	—	—	—	—	—	—
		2 自主防災組織の育成	市民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、町会・自治会を主体とした自主防災組織の育成を図ります。	地域安全課	市内で自主防災組織が結成されていない地域が多々あるため、「自助・共助」の重要性を周知しつつ、自主防災組織の結成を促進していく。	平成29年4月1日付けで自主防災組織の結成に関する要綱の改正(1組織あたりの世帯数を250世帯から100世帯に緩和)を行ったため、積極的に広報し周知を図っていく。	自主防災組織数	26	27	27	27	27
		3 災害時要援護者への支援体制の整備・充実	災害時において援護が必要となる対象者の考えを明らかにするとともに、民生委員・児童委員や地域の活動団体などと連携しながら、災害時要援護者の情報収集及び関係者間での情報共有体制を整備します。 災害時要援護者が災害時に適切に避難できるように「災害時要援護者避難支援プラン」に基づく支援の拡充に取り組めます。	地域福祉課 地域安全課	避難行動要支援者名簿を整備し、要支援者情報の適切な管理を行っている。民生委員・児童委員、警察や地域の町会・自治会等と情報を共有し、自助・共助による支援体制の整備を図っている。 ※災害時要援護者→避難行動要支援者 ※災害時要援護者避難支援プラン→災害対策基本法及び小金井市地域防災計画	民生委員・児童委員、警察や地域の町会・自治会等と情報を共有し、自助・共助による支援体制の更なる充実を図る。	災害時要配慮者名簿搭載人数 避難行動要支援者名簿搭載人数	5,116 2,893	4,972 2,835	5,222 2,699	4,885 2,481	4,637 2,379
		4 子どもを見守る家「カンガルーポケット」制度の充実	関係機関との連携を強化し、子どもが登下校や地域での危険を感じたときに一時的に避難できる「カンガルーのポケット」の周知と協力家庭の増加を図ります。	指導室	小金井市健全育成推進協議会において、地域安全課、小金井警察、小・中学校及びPTA連合会、民生児童委員と連携し、子どもが登下校や地域での危険を感じたときに一時的に避難できる「カンガルーのポケット」の周知徹底を図ってきた。関心をもったご家庭を中心に毎年新規に登録する家庭がでてきている。課題として、ステッカーの劣化問題やさらなる協力家庭・企業への周知などの課題がある。	ステッカーの劣化問題については、ラミネート対応などの提案を小金井市健全育成推進協議会等で行っていく。 今後は、地域の企業や24時間営業の商業施設等への周知に力を入れていく。	—	—	—	—	—	—
		5 地域コミュニティを活用した防犯体制の推進	市と警察、町会・自治会等の地域コミュニティ、各種防犯団体が相互に連携した、円滑で効果的な防犯協力体制づくりを進めます。	地域安全課	防犯意識を共有するため、市民防犯講習会を実施している。市報・ホームページ等での広報の他、町会・自治会等へ案内を発送しているが、若年層や女性の参加が少ない。	小金井警察署から提供される犯罪発生状況等からテーマを検討し、市民防犯講習会を継続的に実施する。	—	—	—	—	—	—
		6 防犯灯の設置推進	安全で安心なまちづくりのため、市内の防犯灯の新設やLED化を推進します。	交通対策課	防犯灯設置に係る事業については、社会資本整備総合交付金を活用し平成27年度まで実施した。一定の地域の防犯機能の向上が図られてきたものと考えているが、事業を見直し、街路灯と一括で一斉LEDを図ることとした。	平成27年度で事業終了しており、次期地域福祉計画施策にはなじまないと考える。	防犯灯の設置灯数	46	37	36	39	—
		7 防犯パトロール活動の推進	地域における犯罪の未然防止に向けて、市内で自主的に防犯にかかわるパトロール活動を実施する団体等の活動を支援するため、防犯資機材の支給を継続します。	地域安全課	申請のあった団体へ防犯資機材の支給を行う他、相談のあった団体への紹介を行っている。支給数は横ばいからやや減少傾向となっている。	防犯資機材の支給を継続するとともに、自主防犯活動の取り組み支援策を検討する。	—	—	—	—	—	—
		8 街路灯の設置及び補修	交通の安全確保及び歩行者等の安全と防犯を図るため、街路灯の適正な維持管理及び必要箇所への増設に努めます。	交通対策課	街路灯の維持管理においては、器具の老朽化等により補修件数が近年増加傾向にある。環境に配慮した低炭素社会の実現と、電気料金等経常的な維持管理費の削減を図るため、平成29年度末までに一斉LED化を図ることとした。	街路灯の主たる設置目的は、夜間における交通安全の確保と防犯機能の向上であり、次期地域福祉計画施策にはなじまないと考える。	街路灯の補修件数	3,179	2,203	2,460	2,974	3,341
		9 交通安全教育の推進	交通事故の防止を図るため、地域や学校において交通安全教室の開催を促進するとともに、企業や関係機関と連携して交通安全の推進を図ります。	交通対策課 道路管理課	平成20年度より市内中学生に対してスタントマンを活用した、主に自転車に関する交通安全教室を継続的に実施している。また、平成28年度に小金井市交通安全計画を策定し、今後取り組むべき事項についての指針を示したところである。 道路の築造にあたっては、東京都福祉のまちづくり条例に基づいた整備を、既存の道路については、誘導用表示設置及び段差改良等工事によりバリアフリー化を推進している。	市内における交通事故の中で高い割合を示している自転車の周知・徹底を強化していき、まずは「自転車安全利用五則」について、あらゆる広報媒体を活用し、自転車の安全利用の促進について展開していく。 今後も引き続き継続する。	—	—	—	—	—	—

平成24年3月時点				担当課	回答欄		数値指標								
基本施策	施策名	施策内容	現状と課題		今後の方向性	指標	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度				
3	1	暮らしの支援の充実	1	各種手当制度の周知	各種手当制度の案内を定期的に市報等に掲載し、周知を図ります。	庶務課	制度実施の際に市報、ホームページ等に掲載し、周知を図っている。また年1回市報において制度の周知を行っている。	市報、ホームページ等で制度の周知を継続して実施していく。	—	—	—	—	—	—	
				2	住宅手当緊急特別措置事業の実施	離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人や喪失するおそれのある人に対して、住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	地域福祉課 社会福祉協議会	生活困窮者自立支援法が平成27年4月より施行されたことにもない、住居確保給付金に制度移行。自立相談支援機関での相談支援の利用が必須となっている。	生活困窮者への支援が単に給付と一面的な相談であった部分が法の施行により、より生活困窮者の生活そのものに踏み込んだ多面的な支援になってきている。	支給決定者数	32名	—	—	12名	19名
				新	自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる支援を推進します。失業などにより収入や住居を失った人、その危険性のある人の生活の自立に向けた相談・支援体制を充実します。	地域福祉課 社会福祉協議会	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、平成27年度に設置した自立相談サポートセンターにおける相談支援や制度の幅広い周知に努めていく必要がある。	生活困窮者の抱えている課題・ニーズに幅広く対応するため、平成29年度から家計相談支援事業と学習支援事業を開始し、家計に課題を抱える人の自立に向けた支援や貧困の連鎖の防止に向けた支援を推進する。	生活困窮者(相談者)の相談件数	—	—	—	240	240
			3	低所得者・離職者対策事業の利用促進	低所得者や離職者の生活相談等を行う相談窓口を整備し、生活相談、就業支援、関係施策の紹介等、きめ細やかな支援を通じて、低所得者及び離職者の安定した生活の確保を図ります。	地域福祉課 社会福祉協議会	生活困窮者自立支援法が平成27年4月より施行されたことにもない、生活困窮者自立相談支援事業に統合		相談件数	37件	5件	43件	—	—	
			2	生活保障の推進	1	生活保護制度の適正な運用	生活保護を必要とする世帯の実態と要望を的確に把握しながら、生活保護制度の適正な運用を図ります。	地域福祉課	生活保護制度の適正な運用を行っているところであるが、生活保護被保護世帯数は毎年度増加傾向にあり、世帯の実態や要望を的確に把握した自立助長へ向けた支援を図るためにも適切な人員配置が求められている。	地区担当員数は平成24年度当初の10名から現在12名へと増員を行っており、今後は国の補助金を活用して専門的知識を有した非常勤嘱託職員の雇用を図りつつ、世帯の実態を要望を的確に把握しながら、生活保護制度の適正な運用を図っていく。	生活保護被保護世帯数	1205	1287	1337	1381
		2	路上生活者への自立支援	東京都が策定した「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画」に基づき、関係機関や民間の支援団体・ボランティア等と連携し、ホームレス一人ひとりの実情を踏まえた助言・指導を行うことにより、早期の自立支援を進めます。	地域福祉課	年2回定期的に実施している路上生活者概数調査等を通じて路上生活者を把握、関係機関とともに生活保護制度等の各種施策を活用を促し早期の自立支援を進めている。	今後も継続して支援を行い、各種施策を活用し自立支援を行う。	路上生活者保護申請件数	26	32	42	23	30		